

# 平成30年度定期監察報告書(概要)

---

平成31年3月

国土交通省大臣官房監察官室

# 平成30年度定期監察の監察事項、対象機関及び実施方法

## ◆ 監察事項

- ① 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組

## ◆ 対象機関

国土交通大学校

地方整備局(東北、関東、中部及び中国)

地方運輸局(東北、関東及び中国)

内閣府沖縄総合事務局

※ 計9機関

(参考)平成29年度

国土技術政策総合研究所

地方整備局(北陸、近畿、四国、九州)、北海道開発局

地方運輸局(北陸信越、中部、近畿、九州) ※ 計10機関

## ◆ 実施方法

- 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況(機密情報管理等)の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- 監察終了後、局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

## ◆ 平成30年度定期監察スケジュール

平成30年4月

平成30年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)

平成30年9月～12月

現地監察

平成31年3月

報告書とりまとめ、報告書公表

平成31年6月

対象機関より措置状況報告

## ◆ 監察のポイント

- 「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づく地整等の取組の状況を確認するため当該事項を設定した。
- 監察に当たっては、取組計画において数値目標が設定された項目（超過勤務の縮減、休暇取得の促進、男性職員の出産・育児休暇取得、女性職員の採用・登用）を中心に本省で監察項目を設定し、これに基づき監察を行い、各地整等の取組状況を把握するとともに「各項目毎の目標値との対比」について整理した。
- 目標値達成に向け、各機関のおかれた状況をふまえた取組が実施されていた。取組計画の最終年度にむけて更なる取組（今までの取組の効果検証、他機関のベストプラクティスの共有）が望まれる。

国土交通省取組計画における数値目標について今年度監察対象地整等の状況

| 取組計画上の項目と目標値              |                                      | 監察対象の<br>平均(8機関) | 監察対象の           |                | 備 考                       |
|---------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------|----------------|---------------------------|
|                           |                                      |                  | 地方整備局等<br>(5機関) | 地方運輸局<br>(3機関) |                           |
| 1. 超過勤務縮減                 | 平成32年<br>月60時間以内<br>(週20時間超の職員割合 0%) | 19時間<br>(-)      | 22時間<br>(-)     | 13時間<br>(-)    | 職員1人あたり月平均の超過勤務時間(平成29年度) |
| 2. 休暇取得促進                 | 平成32年<br>15日以上                       | 14日              | 14日             | 13日            | 職員1人あたりの年間取得日数(平成29年)     |
| 3-1 男性職員の育児休業取得率          | 平成32年度<br>13%                        | 4.4%             | 5.3%            | 3.0%           | 取得者数/取得対象者数(平成29年)        |
| 3-2 男性職員の育児・出産休暇取得日数      | 平成32年度<br>5日以上                       | 3.3日             | 3.3日            | 3.4日           | 取得休暇日数の合計/取得対象者数(平成29年)   |
| 4. 女性の採用拡大                | (H27~H32)<br>30%以上                   | 26.5%            | 27.0%           | 25.8%          | 平成30年度(常勤職員)              |
| 5. 女性登用(地方機関課長・本省課長補佐相当職) | 平成32年度末までに<br>5.4%                   | 3.4%             | 2.9%            | 4.2%           | 平成30年7月1日現在、5G及び6G職員を集計   |

# 監察事項①: 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

## (1) 働き方改革(業務改善、超過勤務縮減、休暇取得促進、働く場所の柔軟化等)に関する取組

### 提示意見

#### ✓ 業務改善の更なる推進

他機関の好事例を参考として業務改善の推進に努めること。(会議の効率性の向上、資料作成の省力化、ペーパーレス化の推進、多様なテレビ会議の実施等)

### 推奨事例

#### ➤ Web会議システムの活用

ペーパーレス化及び簡易なテレビ会議が可能となるよう、Web会議システムの導入を積極的に行っていた。

(中部地方整備局)

#### ➤ テレワーク試行の開始

テレワークの試行を年度内に実施 (関東地方整備局)



中部地整採用の「MeetingPlaza」

### 提示意見

#### ✓ 超過勤務縮減

所属長は、部下職員の業務遂行状況を常に把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう、必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

### 推奨事例

#### ➤ 「重点的取組事項」の設定

毎年度「超過勤務縮減のための重点的取組事項」を本局の各部・管内各事務所単位で定め、超過勤務縮減策を中心とした業務改善に資する具体的な取組について情報共有・横展開していた。

(中国地方整備局)

### 提示意見

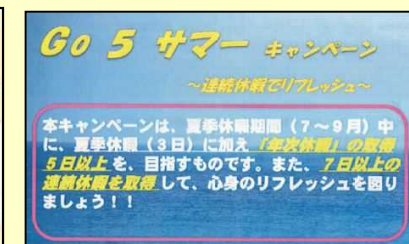
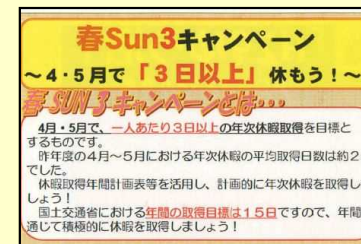
#### ✓ 休暇取得促進

取得状況の見える化等の工夫、休暇取得日数の少ない部署や職員の業務状況等の分析など、目標達成に向けた取組を推進すること。

### 推奨事例

#### ➤ キャンペーン名称の工夫

記憶に残りやすいインパクトあるキャッチフレーズを用いた連続休暇取得キャンペーンを実施(「春SUN3キャンペーン」「GO5サマーキャンペーン」) (中部地方整備局)





# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## <入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方整備局等>

### ◆ 監察のポイント

- H28年度に発生した中部地整事案を踏まえ、H29年度に引き続き、「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方整備局等の監察については、**H29年度特別監察報告書の提示意見に基づき監察**を行い、各地方整備局等が他の地整等の取組状況を把握できるように、**一覧表にて横並びで整理**した。
- 各監察対象機関において、講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組、事業者・OBとの接触・対応に関する取組、機密情報管理の徹底に関する取組、許認可事務に関する取組等に関して**積極的に取り組んでいたが、一部、内容が十分とは言い難い状況がみられた**。引き続き、取組の改善に努めつつ、**継続的に取り組むことが望まれる**。

### (1)講習会等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

#### 取組状況

- 殆どの監察対象機関において、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講することについて目標を設定して、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- 一部の監察対象機関において、「入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」及び「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること」について、講習会等を通じて全職員を対象に、重点的に伝えていたとは言い難い状況であった。

#### 提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。
    - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
    - ・全職員の受講状況を把握すること
    - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと
  - ✓ 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること。
    - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
    - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
    - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景 等

# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

### 取組状況

- 一部の監察対象機関において、事業者等との応接に関し、一部の打ち合わせスペースの周囲に業務関係資料等を置いていたり、また、打ち合わせスペースまでの一部の通路にプリンターを置いていたり、執務スペースの外とは言い難い状況であった。
- 殆どの監察対象機関において、積算業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限していた。

### 提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。
  - ✓ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること。

## (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

### 取組状況

- 殆どの監察対象機関において、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保していた。
- 一部の監察対象機関において、「情報管理整理役職表」をこれまで作成していなかった、また、誰がどの情報を取り扱えるか明確にできていなかったなど、適切とは言い難い状況であった。
- 複数の監察対象機関において、発注事務に関する電子データについて、その情報を取り扱う以外の者がアクセスできる状況が一部みられた。
- 殆どの監察対象機関において、一部の「情報管理責任者」が点検すべき項目を誤っていたなど、適切な点検とは言い難い状況であった。

### 提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること。
  - ✓ 「情報管理整理役職表」については、適切に更新すること。
  - ✓ 発注事務に関する書類等について、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、電子データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すること。
  - ✓ 「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。また、「情報管理総括責任者」は、実効性のある点検となるよう、指導・助言すること。
  - ✓ 本省においては、地方整備局等において、「情報管理整理役職表」の適切な更新、適切な点検が行われるよう、指導・助言すること。

# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、応札・落札状況について、平素から継続的に分析していた。特に、東北地方整備局においては、本省監察官室の資料を参考に、分析の工夫を行っていた。
- 一部の事務所において、年平均落札率が高止まりしているなどの状況にあり、必要に応じ、分析方法の工夫や競争性の確保に向けた一層の取組を行うことが望ましい状況であった。

### 提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい。
  - ✓ 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること。

## (5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

### 取組状況

- 平成29年度定期監察において、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられ、全事務所等において、入札契約事務に係るコンプライアンスに関する取組について、より一層の徹底を図っていく必要がある状況であった。

### 提示意見

- (本局)
- ✓ 本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（平成30年度から2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

※平成30年度以降、全事務所等における入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底を図るため、各地方整備局等と連携し、取組状況のフォローアップを行っている。



# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## ＜許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方運輸局等＞

### ◆ 監察のポイント

- H29年度に引き続き、「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方運輸局等の監察については、地方運輸局等が多くの許認可事務等を担っていること、また、許認可に係る不適正な処理事案が昨今発生していることに鑑み、これら許認可事務等に関する項目を中心に監察項目を設定した。また、自動車検査登録情報など多くの個人情報保有する運輸支局等に対しても監察を実施した。更に、他の運輸局等が相互に取り組みを参照できるよう、推奨事例を示した。
- 各監察対象機関において、研修等コンプライアンス意識の徹底、許認可事務等の適性性の確保、意図しないコンプライアンス違反対策、許認可事務等に係る個人情報管理、不当要求などへの適切な対応等に関して積極的に取り組んでいたが、一部、内容が十分とは言い難い状況もみられた。引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

### (1) 研修等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

#### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、新任採用職員研修、初任係長研修など節目となる階層別研修を活用することでコンプライアンス研修を実施していた。他の各種研修においてもコンプライアンスに係る項目を入れて意識の徹底に取り組んでいた。
- 全ての監察対象機関において、職員一人一人にコンプライアンス意識がきちんと浸透するよう、具体的な不祥事案を例にその要因・背景について周知するなどの工夫をしていた。
- 一方、講習会形式の研修については、上記のとおり節目に実施される階層別研修から局議、支局長・次長会議等において随時実施するものまで多岐にわたっており、全ての職員の受講状況を毎年度把握する仕組みは構築されていなかった。

#### 提示意見

- ✓ コンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、定期的かつ継続的に研修が行われるようにルール化すること。
- ✓ 各職員の研修受講状況を把握し、研修未受講者に対しては次回募集時に優先的に受講させるなど、フォローアップ体制を構築すること。

#### 推奨事例

- ✓ コンプライアンス意識を含み内容を分かりやすく記載した「職場の健康づくりハンドブック」を作成し、いつでも閲覧できるようにしていた。(東北運輸局)



# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (2) 許認可事務等の適正性の確保に関する取組

### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、標準処理期間及び審査基準をウェブサイトで公表し、透明性確保に努めていた。
- ▶ 認可件数が多い分野を中心に、事案処理簿、事案処理の進捗管理表、決裁時の審査表等の作成を通じ、課室内の職員相互間において業務の進捗管理を行い、不適正な処理の防止に努めていた。
- ▶ 公印の不正使用防止のため、保管責任者又は補助者による確認の実施、不在時には押印できないよう施錠するなどの措置を徹底していたが、一部の監察対象機関において、公印押印簿を整備していなかった。

### 提示意見

- ✓ 意図的なコンプライアンス違反が決して起こることがないように、幹部職員が日頃からの職員管理・業務管理と公平・公正な業務執行に努めるといふ国家公務員としての意識付けが大切との認識をもち、職員が自らの職務に自信と誇りをもって取り組むことができる環境づくりに取り組むこと。
- ✓ 公印の不正使用を防止するため、保管責任者等による確認の実施、不在時には押印できないよう厳重に管理するなどの措置を徹底すること。また、公印押印簿を備えつけるとともに、所要の事項の記載を徹底すること。

### 推奨事例

- ✓ 本局・支局共通の事案進捗表を作成し、管理職を含めた許可に携わる全職員が進捗状況を随時確認できるデータベースを構築していた。

(中国運輸局)

| 番号 | 申請日       | 支局受付日     | 支局審査日     | 周知日       | 申請者     | 代表者  | 申請者住所           | 主たる事務所の位置        | 電話番号       | 車両数 | 運送支局 | 利用運送の有無 | 一般運送の種別 | 調整区間の年 | 調整区間の月 | 調整区間の日 | 担当 | 法令試験 | 納期年月日   | 許可番号     | 取次年月日 | 備考        | 登録免許税納付日 | 許可書受領者  | 運賃料金額   | 運輸開始日   | 予備 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|------|-----------------|------------------|------------|-----|------|---------|---------|--------|--------|--------|----|------|---------|----------|-------|-----------|----------|---------|---------|---------|----|
| 1  | H28.10.30 | H28.10.30 | H28.11.1  | H28.11.10 | 株式会社 OO | OOOO | 岡山県岡山市O区O丁目O-0  | 岡山県岡山市O区O丁目O-0   | 006-.....  | 0   | 岡山   | 無       | 重積      |        |        |        |    | 合格   | H30.0.0 | 中国官製第13号 |       | 12/24補正依頼 | H30.0.0  | H30.0.0 | H30.0.0 | H30.0.0 |    |
| 2  | H28.11.1  | H28.11.1  | H28.11.2  | H28.11.10 | 有限会社 ΔΔ | ΔΔΔΔ | 広島県呉市△町△番△号     | 広島県呉市△町△番△号      | 0823-..... | Δ   | 広島   | 有       | 一般      |        |        |        |    | 合格   | H30.0.0 | 中国官製第44号 |       | 12/22補正依頼 | H30.0.0  | H30.0.0 | H30.0.0 | H30.0.0 |    |
| 3  | H28.12.20 | H28.12.20 | H28.12.22 | H28.12.26 | 株式会社 ◇◇ | ◇◇◇◇ | 広島県広島市◇区◇丁目◇番◇号 | 広島県廿日市市◇区◇丁目◇番◇号 | 0829-..... | ◇   | 広島   | 有       | 一般      |        |        |        |    | 合格   | H30.0.0 | 中国官製第12号 |       | 1/22補正依頼  | H30.0.0  | H30.0.0 |         |         |    |

## (3) 意図しないコンプライアンス違反对策 (ヒューマンエラー対策)

### 取組状況

- ▶ 全ての監察対象機関において、許認可等に係る進捗管理表を活用し、事案処理状況を一元的に管理するとともに、担当者間で進捗状況を共有することによりバックアップ体制を構築するなど、ヒューマンエラーの防止体制を構築していた。
- ▶ 運輸支局等においては、特に件数の多い自動車検査証の誤交付などを防止するため、交付番号札や電子掲示板の活用、交付時に申請者から受領印をいただく等の方法を活用し、交付時のチェック体制を構築していた。

### 提示意見

- ✓ 業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、事案処理の進捗管理表の作成などを通じて管理職を含めた職員間相互のチェック体制を構築するなど、ヒューマンエラー防止に向けた取組を行うこと。

# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (4) 許認可事務等に係る個人情報管理に関する取組

### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、執務室出入り口に施錠可能な扉を設置するなどの物理的遮断、一般来訪者エリアと執務エリアとの区分の明確化、システム保守管理業者を含む職員以外の者の入退室管理の徹底等、個人情報保護のための措置を講じていた。
- 一部の監察対象機関において、業務時間帯は執務室出入口の扉を施錠しない運用となっていた。

### 提示意見

- ✓ 職員等以外の者が執務エリアに容易に立入れられないようにするため、執務エリアの出入口に施錠扉等の物理的遮断物を適切に設置するとともに、施錠可能な扉等については、業務時間帯においても確実に施錠を行うなど、職員等以外の者の入退室管理を徹底すること。

○施錠扉(登録部門:カウンター側)



※宮城運輸支局の事例

## (5) 不当要求などへの適切な対応に関する取組

### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、事業者からの不当な働きかけや同一運輸局等内の職員からの不当な働きかけはなかった。また、公益通報について、地方運輸局(沖縄総合事務局運輸部においては沖縄総合事務局)のウェブサイトのメインページにリンクを作成し、容易に公益通報手続きを表示できるようにしていた。
- 一部の監察対象機関において、不当要求行為対応訓練を実施していた。

### 提示意見

- ✓ 発注者綱紀保持規程に定める発注に際しての事業者・OB等との接触・対応についてのルールや、公益通報・相談などに関するルール及び担当窓口を職員に分かりやすい形で整理し、周知徹底を図ること。

### 推奨事例

- ✓ 実際に起こり得る不当要求等を想定した不当要求行為対応訓練を実施していた。  
(沖縄総合事務局)

